

令和 5 年 9 月 6 日

第 7 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月6日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報 告 第 3 号 令和4年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報 告 第 4 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多中学校敷地内における車両損傷事故））
- 日程第6 認定議案第1号 令和4年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第2号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第3号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 認定議案第4号 令和4年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 認定議案第5号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 認定議案第6号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 認定議案第7号 令和4年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第13 議 案 第 48号 町道路線の廃止について
- 日程第14 議 案 第 49号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議 案 第 50号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議 案 第 51号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議 案 第 52号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議 案 第 53号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 請 願 第 3 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

日程第20 請 願 第 4 号 「健康保険証廃止の中止を求め、マイナンバーカード取得の強制に反対する意見書」の提出を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光	男
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一	治
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充	明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	高	田	順	平															
総	務	部	長	大	岩	幹	治	総	務	課	長	坂	口	増	和												
防	災	危	機	管	理	室	長	石	黒	俊	光	税	務	課	長	内	田	純	慈								
企	画	財	政	課	長	滝	本	功	成	長	戦	略	室	長	山	本	剛	資									
建	設	経	済	部	長	滝	本	恭	史	建	設	課	長	山	本	剛											
産	業	振	興	課	長	奥	川	広	康	水	道	課	長	山	下	哲	矢										
厚	生	部	長	相	川	和	英	住	民	福	祉	課	長	田	中	直	之										
保	険	年	金	室	長	山	下	忠	仁	環	境	課	長	富	田	和	彦										
健	康	介	護	課	長	坂	本	有	二	健	康	子	育	て	室	長	大	久	保	美	保						
教	育	課	長	高	橋	篤	教	育	部	長	鈴	木	淳	二													
学	校	教	育	課	長	鈴	木	和	芳	社	会	教	育	課	長	森	崇	史									
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	宮	地	利	佳	会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	山	本	有	里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中達也	書	記	松本満砂
書	記	山下英将		

[開会 9時30分]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を9月定例町議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

9月は防災月間でもあります。防災月間の始まりは、大正12年9月1日に関東大震災が発生し、10万人以上が犠牲になったことや、台風や豪雨などの災害が多い時期であることから、災害に備えつつ知識を深めるために昭和57年に制定されたものです。

皆さんは、広報「みなみちた」9月号を御覧になったでしょうか。「特集 地震は来る 私たちが、今、出来ること」と題し、いまだ記憶に新しい東日本大震災における岩手県宮古市の旧庁舎から撮影された黒い津波が防潮堤を乗り越え襲ってくる画像が掲載されています。

私たちにも直接影響がある南海トラフ地震の発生は、いつ起こっても不思議ではないと言われています。町民の皆さんには、この9月の防災月間に際し、各地区で開催される避難訓練への積極的な参加、自分自身と家族の防災をいま一度見直す機会としていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第7回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長をはじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、令和4年度南知多町決算審査報告書並びに令和4年度決算審査意見書及び水道事業会計決算審査意見書を送付しております。また、例月出納検査結果報告の写しの提出がありましたので、その写しを送付しておりますので御承知おきください。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において8番、服部光男議員、9番、藤井満久議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日ここに、9月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、第7次南知多町総合計画第3回評価委員会の開催結果について報告させていただきます。

第7次南知多町総合計画評価委員会は、行政と町民による施策評価と意見の交換の場として毎年度1回開催することとしており、今年度は7月21日に開催いたしました。

評価委員会においては、総合計画に基づいて実施した施策の評価をいただくとともに、評価委員の皆様と職員によるグループワークを行いました。買物が不便で南知多町に住

む理由がなくなっている、町がたくさんの施策を行っていることは知っているが結果が出ていないと感じる、住んでいる人が満足する施策に予算を使ってほしいなど、たくさんの御意見を頂戴いたしました。

総合計画の将来イメージである「絆・選ばれる理由があるまち」を実現するため、いただいた御意見は第3期アクションプランに反映し、町民満足度の向上、効果的かつ効率的な行財政運営に役立ててまいります。第3期アクションプランは、9月末の公表に向け作業を進めているところでございます。

次に、姉妹都市友好交流事業について報告させていただきます。

平成30年度に姉妹都市提携をした長野県下諏訪町との友好交流事業は、令和2年度からコロナ禍により事業を縮小または中止してきましたが、今年度4年ぶりに再開することができました。

8月3日と4日の2日間、本町の小学生23人が下諏訪町を訪れ、下諏訪町の小学生38人とグループに分かれて諏訪大社などを巡るまち歩きやカヌーなどの自然体験を通じ、協力しながら活動することで心を通わせ、強い絆を築くとともに末永い友情を育んできました。

今後も文化、スポーツ、教育、産業、観光、そして防災など、幅広い分野における友好交流を継続的に行い、両町の発展のため実りある関係構築を進めてまいります。

以上で、諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告2件及び令和4年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ13議案であります。

それでは順を追って、提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第3号の令和4年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第4号の専決処分の報告につきましては、南知多町立南知多中学校敷地内で発生した車両損傷事故について、損害賠償の額を決定し、和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

認定議案第1号から認定議案第7号は、令和4年度南知多町の各会計の決算認定であ

ります。

一般会計及び特別会計を合わせました決算総額は、歳入は138億8,556万3,767円、歳出は133億5,018万4,319円、歳入歳出差引額は5億3,537万9,448円であります。また、水道事業会計の収益的支出額は税込みで6億7,757万2,402円、資本的支出額は税込みで2億3,155万9,055円であります。

内容につきましては、住民福祉の維持向上を目指して各種施策を実施したものでございます。

議案第48号の町道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第49号の南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、南知多町内海港海岸環境整備施設の管理を指定管理者に行わせることを可能とするため、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき現行条例の一部を改正するものであります。

議案第50号は、令和5年度南知多町一般会計補正予算（第6号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,483万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,110万1,000円とするものであります。

議案第51号は、令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ757万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億957万6,000円とするものであります。

議案第52号は、令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億845万1,000円とするものであります。

議案第53号は、令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,741万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,441万3,000円とするものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速

やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第3号 令和4年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、報告第3号 令和4年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、報告第3号 令和4年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
を申し上げます。

データの3ページを御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、
令和4年度の健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告
するものであります。

下段の表を御覧ください。

まず、健全化判断比率は自治体の財政悪化を未然に防ぐために規定されたもので、4
つの指標のうち1つでも早期健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか、財政健
全化計画の策定が義務づけられています。

健全化判断比率の4つの指標は、南知多町の標準財政規模を基本とする額に対する比
率がパーセントで表示されます。健全化判断比率における実質赤字比率及び連結実質赤
字比率につきましては、各会計とも黒字決算となっていますので横棒のバーで表示して
おります。

次の実質公債費比率は5.7%、将来負担比率は53.8%になりました。4つの指標とも
早期健全化基準数値を超えておりません。

また、次の表にあります公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、経営健全
化基準の数値を超えますと、外部監査のほか、経営健全化計画の策定が義務づけられて

います。

資金不足比率は、事業規模に対する資金不足をパーセントで表示したものであります。漁業集落排水事業特別会計及び水道事業会計とも資金不足はありませんでしたので、横棒のバーで表示しております。こちらにつきましても、経営健全化基準数値を超えておりません。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多中学校敷地内における車両損傷事故））

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多中学校敷地内における車両損傷事故））についての件を議題といたします。

報告を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、報告第4号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

データの6ページ、専決第5号を御覧ください。

損害賠償の額の決定及び和解について、南知多町立南知多中学校敷地内で発生した車両損傷事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年8月25日付で専決処分を行いましたので御報告いたします。

その内容は、1. 相手方は記載のとおりでございます。

2. 事故の概要ですが、令和5年7月21日午前8時30分頃、職員が南知多町立南知多中学校敷地内の畑を草刈り機で作業中、飛び石が畑前に駐車してあった相手方車両のリアガラスに当たり破損させたものです。

3. 損害賠償の額及び和解の内容です。

損害賠償の額は9万2,444円で、相手方に対し、事故に係る車両の修理代等としてこの損害賠償の額を支払うことで示談が成立しております。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第6 認定議案第1号 令和4年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、認定議案第1号 令和4年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第1号 令和4年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

令和4年度の歳入決算額は85億5,097万8,000円で、前年度に比較いたしまして7億1,723万円、7.7%の減額に、また歳出決算額は81億3,920万2,000円で、前年度に比較いたしまして8億377万5,000円、9.0%の減額となりました。実質収支額は3億8,475万円となりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や物価高騰による経済対策につきましては、町民の皆様や町内事業者の御協力を得ながら効果的な施策を展開することができました。

また、第7次総合計画の将来イメージ「絆・選ばれる理由があるまち」の実現のため、3つの重点施策である子育て支援と教育の充実、産業の活性化と雇用の確保、定住支援に取り組みました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

また、議案質疑確認書は事前に送付していますので、同様の質疑をされないように留意してください。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、今そこに配付されていると思いますので、こちらのほうの通告書に基づき一般会計に関する質問をいたします。

1点目、税務課関係です。今年も固定資産税の収納率が約89%と大変低い、現年課税分の収入未済額も約1,360万円だが、対象は何人なのか。滞納繰越分も約5,376万円あるが、対象者は何人なのか。なお、今後の回収の具体的な取組の方針はあるのかと。町民から納税できないという具体的な理由を聞いているのか。また、不納欠損が約5,820万円あるが、令和3年度は1,612万円程度だったが、極端に増えたその主な理由は何か。

2点目、税務課関係です。

町税還付金が約798万8,000円発生しております。町税還付の加算金まで26万3,000円が発生しています。この還付が分かった時期はいつか。また発生した理由と原因をどのように考え、今後の対策を立てているのか。

3点目、税務課関係です。

令和3年度の滞納整理機構負担金は50万円だったが、令和4年度は35万円に減っていると。その理由は主に何か。令和4年度の滞納整理機構への移管件数は62件で、約1,641万4,000円です。そのうち何件の滞納が解決され、何件が残っているのか。また、機構に送る前の町独自の滞納者への相談・援助はどのようにされてきたか。

次、企画財政課に対しての質問です。

特別交付税が1億7,979万円交付されております。南知多町からどのような特別交付税を県・国に要求したのか。額の大きいものから3項目を示すこと。特に海っ子バスバスの減収赤字分をきちんと請求したのか。そして、住民には特別交付税の交付結果をどのように知らせてきたのか。

総務課関係について3点あります。

まず1点目、職員研修で男性の育児休業取得促進勉強会、それから管理職向けダイバーシティー推進研修で育児休業制度の概要を学び、どのような効果が職員の中から現れてきたのか。また、管理職の部下への姿勢として、育児休業に対する考え方がどう変わってきているか。

2点目です。

広報・広聴事業費で233万円を支出し、地域活性化企業人制度を利用して町の情報発信における体制・運用の見直しをしたそうだが、株式会社産業経済新聞社との協定でどのような効果があったのか、それともなかったのか。具体的に233万円も投資した効果はどこに示されているのか。その総括を町としてどう考えているのか。

3点目でございます。

労働安全衛生法に基づく役場職員のタイムカード・ICカード等で、客観的な労働時間把握は正確になされているのか。また、産業医が入った労働安全衛生委員会は毎月実施されたか。産業医による面接指導の対象者は何人だったのか。鬱病等による現在の休職者は何人で、離職者は何人で、職場復帰者は何人であったのか。

続いて、建設課関係で2点ですね。

まず1点目ですが、公園維持管理費が足りないのではないかと。内海地区の岡部公園のローラー滑り台がさびついて動かない。かなり前からさびついている。どのような公園遊具の保守点検をしているのか。

また、南知多町全体の公園では子どもたちが楽しめる遊具が少ないので、半田の雁宿公園南エリアや半田運動公園にあるような大型の楽しめる遊具の工夫が欲しいが、公園遊具の設置について町全地域的な検討はなされているのか。

2点目でございます。

以下の負担金の必要性について質問する。

県河川海岸協会負担金1万1,000円、県道路整備促進協力会負担金2万3,000円、県名古屋市道路利用者会議負担金5,600円、県市町村道路整備促進期成同盟会負担金6,000円、東海環状地域整備推進協議会負担金が5,000円、衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金5,500円、建設副産物情報交換システム利用負担金8,800円。

近隣のほかの町では見られない負担金も結構多いです。特に、県名古屋市道路利用者会議負担金5,600円をどうして南知多町が負担する必要があるのか疑問であります。負担金の効果を考え、継続、縮小、削減、廃止などの検証はどれだけなされているか。

続いて産業振興課、2点あります。

1点目、県森林協会負担金が96万円であると。他市町では1万円との例も聞いている。なぜ96万円を負担するのか。また、この負担金は南知多町にどんな特典があり、どのような研修や緑化推進のための意味ある負担金であったのか。負担金の見直しや負担金額の引下げを森林協会と交渉すべきではないか。

2点目です。

県観光キャンペーン推進事業特別会費負担金59万円はどんな効果があったのか。既に、知多半島観光圏協議会負担金の72万円を支払い、県観光協会負担金、毎年29万円も払っている。知多南部地域観光協議会負担金は30万円、日本観光振興協会負担金8万4,000円、中部小型船安全協会負担金5万円、東海地区外国人観光客誘致促進協議会負担金20万円も負担している。

県の観光キャンペーンの特に59万円はどのようなことに使われたのか。南知多町に効果があったとするもので具体的には何か。そのほか多くの同じような負担金が重なっている。その効果の検証、削減、縮小の議論はなされてきたのか。よろしく願います。

○議長（鈴木浩二君）

税務課長。

○税務課長（内田純慈君）

内田議員からの一般会計歳入歳出決算認定議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、税務課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号1番につきましては、固定資産税の収入未済額の現年課税分の対象者は208人分で、滞納繰越分の対象者は173人分です。

なお、回収の具体的な取組方針としては、納期ごとの督促状のほか、年2回催告書を発送して納付をお願いし、それでも納付されない場合は預貯金の差押えなどの滞納処分を行い、収入未済額の解消に努めております。

滞納の理由については、滞納者には個々の事情があると思いますが、具体的なもの全ての把握はしておりません。

また、不納欠損が増えた主な理由は、競売や破産などにより、ホテルや旅館など事業者の高額な滞納金の不納欠損が重なったためです。

次に、2番につきましては、町税還付金と還付加算金は主に町民税と固定資産税で発生しています。還付が分かった時期は、令和4年度中であります。町民税は、所得税の過年度分の還付申告によるものが主な理由のため、判明次第、速やかに処理をしております。

固定資産税は、納税者からの問合せにより判明し、その原因には課税事務処理の誤り

もありますので、今後は同様の誤りがないよう複数人によるチェックを徹底してまいります。

次に、4番につきましては、知多地域地方税滞納整理機構は令和2年度から知多5市5町が毎年50万円の負担金を支出して運営してきましたが、令和4年度末で余剰金が生じたため、各市町に15万円を返還したことにより、令和4年度の負担金は減額した35万円となりました。また、令和4年度に滞納整理機構に移管した62件のうち49件が解決され、13件の滞納額が残りました。

町税務課では、滞納整理機構で習得した徴収技術を生かして徴収業務を行っておりますので、基本的には滞納整理機構と同じ対応をしているものと考えております。徴収事務におきましては、地方税法等の法令の規定に基づき適切に対応し、収入未済額の解消に努めております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

続きまして、企画財政課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号3番につきましては、県からの紹介により特別交付税に関する省令に基づき、特別交付税の算定の基礎数値を報告しております。

本町が県に報告している基礎数値の中で算定額の多い3項目につきましては、1つ目が地方バス路線の運行維持に要する経費、2つ目が不採算地区公的病院等の助成に要する経費、3つ目が農業農村の維持に要する経費でございます。

なお、海っ子バスの経費のうち地方バス路線の運行維持に要する経費として、国の示すルールに基づいて算定した額を基礎数値として報告しております。

特別交付税の交付結果については、決算書及び実績報告書において公表しております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

続きまして、総務課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号5番につきましては、御質問にあるとおり、昨年度は職員向けに育児休業に係る研修を2回実施しました。この研修の効果といたしましては、管理職を含めた職

員の育児休暇制度や男性の育児参加への理解が深まったこととございます。

研修後の育休の実績といたしましては、今年度になります、1名の男性職員が取得しております。

また、この研修を受けまして産休・育休復帰面談シートを人事係で作成し、活用を始めております。このシートは、休業予定者が安心して産休・育休取得ができるように、事前に所属長と事務の引継ぎや職場復帰に向けた周囲の支援や必要な配慮などを確認し、本人と所属長との認識の共有ツールに用いております。

次に、7番につきましては、地域活性化企業人制度を利用した効果でございますけれども、町広報紙の改善と考えております。

産経新聞の派遣社員には、本町の過去の広報の分析、今後、広報作成を行うに当たりどうしたら伝わりやすい表現になるのか、見やすくなるのか、また取材方法や写真をどのように活用したらいいのかなど指導を行っていただきました。その指導により職員の意識が変わったと考えております。住民の目に見える効果といたしましては、現在の広報紙に表れていると考えております。

つきましては、今後も町としては地域活性化企業人制度を活用した広報、ホームページ、SNSなどの情報発信の改善を引き続き行っていきたいと考えております。

次に、8番につきましては、グループウェアのタイムカードによる労働時間及び時間外勤務命令の時間により、毎月の長時間労働の把握を行っております。

衛生委員会につきましては、原則、毎月開催いたしました。産業医による面接指導の対象者は、メンタル不全者等の8人に延べ9回実施しております。令和4年度産業医面談実施者のうち、令和4年度中の休職者は3人で、2人が離職しており、1人は現在も休職中です。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

続きまして、建設課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号6番の公園遊具の保守点検につきましては、年1回、業務委託による点検を実施しているところでございます。

点検の結果、危険度に応じて使用禁止の措置や緊急修繕を実施しておりますが、近年、老朽化により修繕の必要な遊具は増加傾向にあります。

また、新たな大型遊具の設置につきましては検討しておりませんが、今後も限られた財源の中、更新計画を策定し、可能な限り子どもたちに楽しんでいただける公園遊具の維持管理に努めてまいります。

次に、通告書番号10番で御指摘の負担金につきましては、主にこの地方に必要なとされる道路や河川海岸などのインフラ整備を促進するため、地域が一丸となって事業の必要性を国や県などに対して要望し、早期実現を目指す組織を運営するための負担金でございます。

これらの負担金は、住民の安全・安心の確保や地域の活性化、財政負担の軽減が図られるなど、円滑な事業実施のため重要な役割を担っております。また、土木技術の情報提供、設計・施工の指導など事業は多岐にわたっておりまして、土木技師が慢性的に不足している本町にとって必要なものと考えております。以上でございます。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

最後に、産業振興課所管分について答弁をさせていただきます。

通告書番号9番につきましては、県森林協会負担金は会費と事業費割による負担金で決まります。南知多町の負担金は96万円でございますが、その内訳は、会費として1万円、治山事業費により算定された負担金の95万円となっております。

森林協会の主な活動としましては、木材等需要拡大やそのPR活動、治山・林道等の森林土木技術の向上や労働災害防止を図り、適切な工事を推進するための講習会等の開催、土木施工管理技術向上のための資格取得支援を行っております。

本町においても、治山事業や土木工事が行われており、土木技術者の情報提供、設計・施工の指導など事業は多岐にわたり、土木技師が慢性的に不足している本町にとって必要なものと考えております。

次に、通告書番号11番につきましては、県観光キャンペーン推進事業特別会費負担金は、愛知県観光協会が行う県観光推進事業に対する負担金で、主な用途につきましては国内外への観光宣伝、プロモーション事業、観光展の実施や参加、地域ブランドの育成、発信、支援が上げられます。

県観光協会が主体となって実施することにより、県内の市町村が連携し、より広域的な観光振興を行うことができ、例えば海外旅行会社との連携した海外向けのセールスな

どを行うことで東南アジアからの観光客の増加にもつながっているものであります。

ほかの団体への負担金につきましても、毎年それぞれの団体が行う会議や総会において事業計画の内容を協議するとともに事業実績報告もいただいております。今後につきましても、負担金を支出することが本町の観光振興にとって有効な手段となるよう各種団体と協議を行ってまいります。

以上で答弁を終了します。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今の回答について、ちょっと質問いたします。

まず、税務課関係の町税の還付金の問題ですが、収納側の誤りもあったというようなことをおっしゃいました。どのようなミスだったのか、それを明らかにしてください。

それから、建設課関係の県名古屋市道路利用者会議負担金のことが回答されませんでした。これ何でこんなような負担をする必要があるのか、具体的にその効果はどうだったのかということをもう少し詳しく説明してください。

それから、県観光キャンペーン推進事業特別会費負担金で59万や県観光協会負担金29万円、合わせると88万円。これ両方とも県観光協会の負担金なんですよ。

○議長（鈴木浩二君）

内田議員、それはどこを言っていますか。

○6番（内田 保君）

ごめんなさい、産業振興課の最後、11番です。

その県観光キャンペーン推進事業の負担金のところでの説明を求めています。それは、実際に定款上は1万円以上なんです。調べてみれば分かります。ホームページに載っています。だけど、県観光協会から南知多町に対してこれだけ払ってねと、だから29万円も払っているんですよ。

なので、実際に他町ではこんなにたくさんのお金を払っていない実例があります。具体的には言いませんけど。それは、やはりもう少しきちっとこれ精査して、町民の税金ですから、きちっとやっぱりこれは減らすべきものを減らすと、5,000円でも6,000円で

もほかに使ったほうがいいですね。そういう点での回答をちょっとお願いしたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

税務課長。

○税務課長（内田純慈君）

還付金の原因で事務処理の誤りがあるということで、その具体的な内容はということですが、非課税処理の誤りや納税義務者の誤りなどの構成です。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

内田議員の最後の質問でございます。

県名古屋市道路利用者会議負担金につきましては、名古屋市を含む愛知県内全ての市町村が加入しておりまして、併せて道路利用に関わる法人や団体などで組織されたものでございまして、道路利用者の総意に基づき県内全ての市町村が道路整備の促進を訴えるということで、先ほど答弁させていただきましたとおり、この地域の発展に寄与するものというふうに考えておりますのでお願いします。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員からの先ほどのほかの市町は1万円ということなんですけど、すみません、ちょっと手元に資料がないため、後ほど回答させていただくことでよろしくをお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

私の一般会計の議案質疑確認書の中の2番で、ちょっと再質問したいと思います。

100歳、高齢者の記念品は何名に与えられたのかということと、あと南知多町に100歳以上の方は何名いらっしゃいますか。

○議長（鈴木浩二君）

健康介護課長。

○健康介護課長（坂本有二君）

ただいまの榎戸議員さんの御質問に対しましての人数等でございますが、今、手持ちでの資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第1号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

**日程第7 認定議案第2号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定**

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、認定議案第2号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第2号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

令和4年度末の国民健康保険の加入者は5,475人で、その加入割合は町の人口の34%であります。令和4年度の医療費の動向といたしましては、1人当たりの費用額は34万737円で、前年度に比較いたしまして433円、0.1%増加しました。また、1件当たりの費用額は2万4,792円で、前年度に比較いたしまして1,497円、5.7%減少しました。

令和4年度の歳入決算額は27億2,002万7,000円で、前年度に比較いたしまして4,595

万円、1.7%の減額となりました。また、歳出決算額は26億9,720万8,000円で、前年度に比較いたしまして6,217万2,000円、2.4%の増額となり、歳入歳出差引額は2,281万9,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第2号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第8 認定議案第3号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、認定議案第3号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第3号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定されました65歳以上の方が加入し、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する制度であります。

広域連合は、保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを担当し、市町村は保険料の徴収、保険証の交付、各種申請書や届出の窓口受付を担当しております。

本町の令和4年度末の被保険者数は3,661人で、町の人口に占める割合は22.7%であります。

歳入の主なものは保険料2億2,729万9,000円、歳出の主なものは広域連合納付金2億9,652万5,000円であります。令和4年度の歳入決算額は3億444万3,000円、歳出決算額は3億199万円となりました。歳入歳出差引額は245万3,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第3号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第9 認定議案第4号 令和4年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第9、認定議案第4号 令和4年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第4号 令和4年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして

て、提案理由の説明をいたします。

介護保険法に基づき、要介護者等に必要な保健・医療サービス及び福祉サービスに係る給付を実施いたしました。

令和4年度末の第1号被保険者数は6,471人で、要介護・要支援認定者数は1,003人です。また、令和5年度3月利用分の居宅介護サービス受給者数は547人、地域密着型サービス受給者数は180人、施設介護サービス受給者数は205人となっており、その年間保険給付費は18億81万5,000円となりました。

その結果、令和4年度の歳入決算額は20億7,508万4,000円で、前年度に比較いたしまして506万2,000円、0.2%の減額となりました。また、歳出決算額は20億769万4,000円で、前年度に比較いたしまして2,768万9,000円、1.4%の増額となりました。歳入歳出差引額は6,739万円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第10 認定議案第5号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、認定議案第5号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出

決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第5号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、日間賀島地区漁業集落排水施設の管理運営などを経理する特別会計であります。

令和4年度は、浄化センター等の設備改良工事及び施設の維持管理に努めました。その結果、令和4年度の歳入決算額は1億144万8,000円で、前年度に比較し180万6,000円、1.8%の増額となりました。また、歳出決算額は8,503万6,000円で、前年度に比較しマイナス1,095万円、マイナス11.4%の減額となりました。歳入歳出差引額は1,641万2,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、1点だけ質問させていただきます。

漁業集落排水事業特別会計における使用料の収入未済額が約544万円、収納率が82.05%となっております。その回収に向けて、どのような努力・工夫を、今後していくのかをお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（山下哲矢君）

それでは、内田議員からの漁業集落排水事業特別会計決算に関する御質問に対しまし

て答弁させていただきます。

通告書番号1番につきましては、使用料の収入未済額544万8,000円のうち地方公営企業会計移行に伴う打切り決算により発生した令和5年3月31日納期末到来の465万7,000円を除き、79万1,000円の滞納者には個別に納付誓約書を交わし、月々納付していただいております。これにより、回収はできると考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 認定議案第6号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、認定議案第6号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第6号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、師崎港駐車場の管理運営などを経理する特別会計であります。

令和4年度は、円滑な駐車場の運営と施設の維持管理に努めました。その結果、令和4年度の歳入決算額は1億3,358万円で、前年度に比較し1,213万円、10.0%の増額となりました。また、歳出決算額は1億1,905万5,000円で、前年度に比較し2,704万3,000円、29.4%の増額となりました。歳入歳出差引額は1,452万5,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

1点質問させていただきます。

師崎駐車場事業特別会計では、令和4年度中の基金への積立金が約4,535万円です。令和4年度末の師崎駐車場事業基金は約5億277万円となっております。この基金は、来年度から始まる師崎観光センター周辺整備事業に全て投入するというふうな計画になるのか、どのような計画になっているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員からの師崎港駐車場事業会計歳入歳出決算認定議案質疑通告書に対しまして、産業振興課分について答弁をさせていただきます。

通告書番号1番につきましては、駐車場事業基金は駐車場事業の円滑かつ効率的な管理運営を図るために積み立てられております。そのためには、将来の需要の変化や事故、災害発生時の備えに対応できるように一部を残す必要があると考えますので、基金は全額投入せず、5億円の基金のうち2億円を取り崩し、事業に充てる予定をしております。

以上で答弁を終了します。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 認定議案第7号 令和4年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第12、認定議案第7号 令和4年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第7号 令和4年度南知多町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

安全な水の安定供給を目指し、本年度も施設・設備の維持管理などに取り組み、管路の耐震化も図りました。令和4年度末の給水戸数は8,163戸、給水人口は1万6,321人です。また、年間総給水量は前年度比2.0%減の291万3,000立方メートルとなっています。なお、年間総有収水量は248万5,000立方メートルで、年間総給水量に対する有収率は前年度より0.7ポイント下がり、85.31%となりました。

その結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入6億6,267万1,000円に対しまして、支出6億4,231万6,000円となり、差引き2,035万5,000円の純利益となりました。

次に、資本的収支の決算額であります。

収入4,574万9,000円に対しまして、支出は2億3,155万9,000円となり、その不足額1億8,581万円につきましては当年度分損益勘定留保資金などで補填しました。

また、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の令和4年度末残高は4億8,480万2,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

2点質問させていただきます。

県の水道料金がまた上がると、そういうことがマスコミなんかで言われております。大変憂慮される事態でございますけど、取りあえず今回の決算についての2点の質問をさせていただきます。

まず、有収率が、今、町長が言われたとおり0.7ポイント下がっております。85.31%になって、どのような理由が大きいのか、今後の対策としては何を考えているのか。

それから2点目です。

料金回収率も15.87ポイント下がっております。72.47%と、この原因はかなり今後水道料金を上げるだとか云々なところを考えていきますと、ちょっと大変じゃないかと思うんですね。どうしてその原因になっているのかということと、今後の対策についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（山下哲矢君）

それでは、内田議員からの南知多町水道事業会計決算に関する御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

通告書番号1番につきまして答弁させていただきます。

有収率が0.7ポイント下がった理由につきましては、佐久島海底送水管海底部での漏水をはじめ、36件の漏水が発生したことが原因であると考えております。

今後も配水池ごとに夜間最低流量が増加しているエリアを特定し、漏水調査等に取り組んで有収率の向上を目指していこうと思っております。

続きまして、2番につきましてですが、料金回収率とは給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを示しているものであります。

今回15.87ポイント減少した理由につきましては、令和4年度はコロナ禍における原油・物価高騰対策として、水道料金のうち基本料金及びメーター使用料を6か月無料に

したことが原因であります。この無料にした分を他会計補助金として計上しているため、その分収益が給水収益として計上されていないことにより前年度からの料金回収率が減少したものであります。

今後の対策につきましては、さらなる費用削減等を推進し、健全運営を目指して経営していきたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

〔 休憩 10時38分 〕

〔 再開 10時50分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

ここで答弁の申出がありましたので、許可します。

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

先ほどの内田議員さんからの県観光協会負担金29万円、推進キャンペーン負担金59万円、計88万円の件でございますが、各市町について負担金についてはばらつきがあると思われまますので、県観光協会に積算方法を確認・協議等により削減・縮小できるか検討してまいります。

○議長（鈴木浩二君）

健康介護課長。

○健康介護課長（坂本有二君）

榎戸議員の100歳以上の高齢者は何人か、またそのうち何人に表敬訪問をしたかという御質問でございますが、令和4年9月1日時点の100歳以上の人口は15名でございます。そのうち、令和4年度中に100歳になられる方は5名おり、5名全員に町長が表敬訪問し、記念品を贈呈したものでございます。以上です。

日程第13 議案第48号 町道路線の廃止について

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第48号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第48号 町道路線の廃止について御説明を申し上げます。

データ234ページを御覧ください。

町道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、下の表のとおり町道3237号線の廃止をしたいので同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページを御覧ください。235ページでございます。

提案理由の説明でございます。

提案の理由は、当該道路の実情を調査した結果、路線を廃止することが適当であると判断したため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決が必要であるからでございます。

次のページには、今回上程いたしました廃止路線の路線図を添付してございますので御確認ください。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第48号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第49号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第14、議案第49号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第49号 南知多町内海港海岸環境整備施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

データ239ページの提案の理由を御覧ください。239ページでございます。

1の改正理由は、南知多町内海港海岸環境整備施設の管理を指定管理者に行わせることを可能とするため、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、南知多町内海港海岸環境整備施設の管理を指定管理者に行わせることを可能とする規定を追加するもので、第5条関係でございます。

3の施行期日は、令和5年10月1日であります。

また、次のページから条例改正に係る新旧対照表をつけてございますので御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第49号の件については、総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 議案第50号 令和5年度南知多町一般会計補正予算(第6号)

○議長(鈴木浩二君)

日程第15、議案第50号 令和5年度南知多町一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高田順平君)

それでは、議案第50号 令和5年度南知多町一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの241ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,483万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,110万1,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正で、地方債の追加をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

少し飛びまして、247ページを御覧ください。

3. 歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険費は2万4,000円の増額補正でございます。

これは、令和4年度低所得者保険料軽減負担金精算金に対する一般会計負担分を介護

保険特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

次に、7款1項商工費、5目師崎港観光センター周辺整備運営事業費は360万8,000円の増額補正でございます。

これは、PFI事業で行う師崎港観光センター周辺整備運営事業において、今後整備を進める中で、本町が示した要求水準書を満たしているかなどのモニタリングを行うための業務委託料でございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は15万5,000円の増額補正でございます。

これは、南知多中学校へコミュニティ・スクールの導入に伴い設置する地域学校協働活動本部推進員報償及び運営委託料や学校運営協議会委員報償を計上するものでございます。

次に、3項中学校費、2目教育振興費は88万円の増額補正でございます。

これは、南知多中学校及び篠島中学校の生徒が学校活動や課外活動で交流を深めることを目的とし、篠島、日間賀島や師崎港へ行くための高速船代を無償化するための委託料でございます。

次に、248ページを御覧ください。

4項社会教育費、3目文化財保護費は49万円の増額補正でございます。

これは、今年度完成する南知多町文化財保存活用地域計画に基づく伝統文化祭等の開催費用などでございます。

次に、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、5目観光施設災害復旧費は968万円の増額補正でございます。

これは、6月2日から3日にかけての大雨で土砂崩れが発生した篠島北山公園の災害復旧工事を実施するための経費でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

少し戻りまして、245ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は2,000万円の増額補正でございます。

これは、旧学校給食センターの土地の売払収入を増額するものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は3,477万5,000円の減額補正

でございます。

これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものでございます。

次に、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金240万5,000円、2目後期高齢者医療特別会計繰入金169万3,000円、3目介護保険特別会計繰入金1,586万2,000円は、特別会計の令和4年度決算の精算に伴う一般会計への繰入金でございます。

20款諸収入、4項雑入、2目過年度収入は85万2,000円の増額補正でございます。

これは、令和4年度の低所得者保険料軽減負担金の国・県精算による追加交付金でございます。

次のページ、246ページを御覧ください。

21款1項町債、7目災害復旧費は880万円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明いたしました篠島北山公園の災害復旧工事に対する財源として地方債を追加するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

少し戻りまして、243ページ、左の表を御覧ください。

第2表、地方債補正の表であります。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました町債の追加でございます。

次に、少し飛びまして249ページを御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。表の一番下段の右側になりますが、令和5年度末現在高見込額は64億3,955万9,000円でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

1点だけお聞きします。

産業振興課のモニタリング業務委託のことについてです。

P F I法の28条では、契約者自らセルフモニタリングを実施すると、これを義務づけ

ております。そして、モニタリング実施計画が毎年度業務開始の60日前までに町に提出すると。要するに、事業者自身の責任を明確にしております。あわせて、もう一点は、これは町が業務委託に300万円使うということかなと思うんですが、第三者支援という形でモニタリング支援を受けて設置事業者のいろんな事業期間における設計・建設工事、維持管理費、運營業務、これを全てチェックすると。いわゆる町が示した要求水準を満たしているかどうかという、この内容についてチェックするものだと思いますけど、もしそれがチェックに至らない場合については業者に対して改善命令を出すことができるという内容だと思います。

それで、今回のこの事業者自身のモニタリングの評価と、それから南知多町が今回第三者に支援委託をして、事業内容も30億円も使うわけですから、そのチェックはどういうふうに整合性を持たして考えていくのかと、そこら辺のところの、ちょっとこのモニタリングの使い方について、それをお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの内田議員からの質問につきましては、まずPFI法28条につきましては、事業者はセルフモニタリングをするということとなっております。事業者におきましては、セルフモニタリングチェックシートにより、町のほうに提出しまして、それを町が承認をいたします。

南知多町のほうは第三者委員会に契約を行いまして、事業者が、今回は設計のモニタリングですので、基本設計の業務計画書並びに基本設計図書、実施設計図書を提出していただきまして、それを要求水準書に合致しているかどうかを第三者機関に委託し、町が承認するものとさせていただいております。

あとは、要求水準書に適合していないとか順応していないという場合については、議員さんのおっしゃるとおり改善要求をしまして改善をさせていただくように指導いたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第50号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第51号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(鈴木浩二君)

日程第16、議案第51号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長(相川和英君)

それでは、議案第51号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの250ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ757万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億957万6,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたします。

少し飛びまして、253ページを御覧ください。

中段の3. 歳出であります。

1款総務費、1項1目総務管理費は517万円の増額補正であります。

これは、令和6年1月1日から開始される国民健康保険税の産前・産後期間免除措置に対するシステム改修を行うための経費であります。

次に、8款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は240万6,000円の増額補正であります。

これは、令和4年度の国民健康保険特別会計決算に伴い、受入れ超過となった一般会計繰入金の出産育児一時金及び事務費負担対象分を一般会計へ返還するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入であります。

5款1項繰越金、1目その他繰越金は757万6,000円の増額補正であります。

これは前年度の繰越金で、最終補正予算の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第52号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第17、議案第52号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、議案第52号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの254ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億845万1,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたします。

少し飛びまして、257ページを御覧ください。

中段、3. 歳出であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は76万円の増額補正であります。

これは、令和4年度に賦課した保険料について、令和5年4月1日から5月31日までに収納した後期高齢者医療保険料を広域連合に納付するものであります。

次に、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は169万3,000円の増額補正であります。

これは、令和4年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、受入れ超過となった一般会計繰入金の事務費繰入金を一般会計に返還するものであります。

次にその下、4款1項1目予備費は2,000円の減額補正であります。

これは、歳出予算の調整のため減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入であります。

3款1項1目繰越金は245万1,000円の増額補正であります。

これは前年度の繰越金で、先ほど歳出で御説明しました後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第52号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第53号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(鈴木浩二君)

日程第18、議案第53号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長(相川和英君)

それでは、議案第53号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由の説明を申し上げます。

データの258ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,741万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,441万3,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から説明させていただきます。

少し飛びまして、データの262ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

5款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は1,154万円の増額補正であります。

これは、令和4年度介護保険特別会計決算剰余金から介護給付費などの精算に伴う返還金などを差し引いた金額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は4,001万円の増額補正であります。

これは、令和4年度介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などが確定し、国・県支出金等を精算したことによる償還金であります。

次の2項繰出金、1目一般会計繰出金は1,586万3,000円の増額補正であります。

これは、令和4年度介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などの精算による返還分として一般会計に繰り出すものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

1 ページ戻っていただきまして、261ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

6款1項一般会計繰入金、4目介護保険料軽減分繰入金は2万4,000円の増額補正であります。

これは、令和4年度低所得者保険料軽減負担金の精算による追加交付であります。

次の7款1項1目繰越金は、令和4年度介護保険特別会計の決算剰余金6,738万9,000円を計上したものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第19、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたしたいと思っております。

ただいま議題となりました請願第3号につきましては、お手元の請願文書表のとおり

であります。

本件については、会議規則第91条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

日程第20 請願第4号 「健康保険証廃止の中止を求め、マイナンバーカード取得の強制に反対する意見書」の提出を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第20、請願第4号 「健康保険証廃止の中止を求め、マイナンバーカード取得の強制に反対する意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第4号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦勞さまでした。

〔 散会 11時19分 〕